

別表第5（第5条関係）

騒音に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 地域の区分	昼間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝・夕 〔午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

備考

- 1 規制基準は、工場等の敷地境界線における大きさの許容限度とする。
- 2 規制基準の区域の区分は、次に掲げる区域とする。
  - (1) 第1種区域とは、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条の規定により香川県知事が定めた（以下「知事指定」という。）第1種区域をいう。
  - (2) 第2種区域とは、知事指定の第2種区域をいう。
  - (3) 第3種区域とは、知事指定の第3種区域をいう。
  - (4) 第4種区域とは、知事指定の第4種区域をいう。
- 3 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。